

旅 費 規 程

規程第10号

平成28年11月14日第3回臨時理事会決定

平成29年9月7日一部改正(6理)

令和2年2月27日一部改正(17理)

第1章 総 則

(総則)

第1条 一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「本協会」という。）の職員又は職員以外の者（以下「職員等」という。）が、本協会の業務のため旅行する場合における旅費の支給については、この規程の定めるところによる。

(旅費の支給)

第2条 職員が業務のため出張した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員以外の者が、本協会の依頼に応じ、本協会の用務のため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

3 職員等が出張のための旅行中に死亡した場合には、当該職員等の遺族に対し旅費を支給する。

4 前各項の規定により旅費の支給を受けることができる者が第3条第4項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で別に定めるものを旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第3条 前条第1項又は第3項の旅行は、専務理事又はその委任を受けた者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行うものとする。

2 前項の旅行命令等を発する者（以下「旅行命令者」という。）は、業務の円滑な遂行を図るため必要であり、かつ、旅費の支給が可能である場合に限り、旅行命令等を発するものとする。

3 旅行命令者は、既に発した旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）をする必要があると認めるときは、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更する場合には、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示することができない場合には、口頭により旅行命

令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合においては、旅行命令者は、すみやかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載しなければならない。

(旅行命令簿に従わない旅行)

第4条 旅行者は、旅行命令等を受けた後、業務上の必要又は天災その他のやむを得ない事情により旅行命令簿等に従って旅行することができない場合は、あらかじめ旅行命令者に旅行命令簿等の変更を申請しなければならない。

2 旅行者は、前項の規定によりあらかじめ旅行命令簿等の変更の申請をすることができない場合には、旅行命令簿等に従わないで旅行をした後、すみやかに旅行命令簿等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令簿等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令簿等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令簿等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費、支度料及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅行運賃により支給する。ただし、職務の都合により航空機を利用することを適当とし、かつ、旅行命令者がその利用を許可した場合のほかは支給しない。

5 車賃は、陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、実費額により支給する。ただし、鉄道又は船舶を利用することができる場合及び鉄道又は船舶の発着地における市内で利用する場合には支給しない。

6 日当は、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、外国への出張について、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ、1夜当たり定額により支給する。

9 旅行雑費は、外国への出張について、実費額により支給する。

10 支度料は、外国における現地調査又は遺骨収集派遣団に社員団体から派遣する者について、定額により支給する。

11 死亡手当は、職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合について、当該職員等の遺族に対し、定額により支給する。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合は、実際に旅行した経路及び方法に

より計算する。

(旅行日数)

第7条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることはできない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数が生じたときは、これを1日とする。

3 第2条第3項の規定に該当する場合には、旅行計算上の旅行日数は第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

(日当及び宿泊料の減額)

第8条 旅行者が同一地域（市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）の区分による同一の地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を越える場合にはその越える日数についての定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を越える場合にはその越える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

(旅費の請求手続)

第9条 旅費（概算払にかかる旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払にかかる旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、旅費請求書に必要な書類を添えて、これを事務局長に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、この請求にかかる旅費額のうち、その書類を提出しなかったため旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払にかかる旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後2週間以内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

第2章 国内旅行の旅費

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、2等の運賃

(2) 運賃の等級を設けない路線による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(3) 急行料金を徴する路線による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金

ア 第1号の規定に該当する路線による旅行の場合には、2等級の急行料金

イ 前号の規定に該当する路線による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する路線による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する路線による旅行で、片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する路線による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第11条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び掛橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金特別船室料及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほかに現に支払った寝台料金

(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する線路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第12条 航空賃（以下この条においては「運賃」）の額は、次の各号に規定する航空賃による。

(1) 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

(車賃)

第13条 車賃の額は、現に支払った額による。

(日当)

第14条 日当の額は、別表第1の日当の欄に掲げる定額による。

- 2 100キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。
- 3 国内の遺骨情報調査又は遺骨収集における派遣団において、団員5人以上の派遣団の団長には別表第1の日当に、派遣団結団の日から解団の日まで、団長加算を付す。

(宿泊料)

第15条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1 宿泊料の欄に掲げる定額による。

(日帰り出張の旅費)

第16条 日帰り出張の交通費及び日当は、第5条第1項の規定にかかわらず別表第2に掲げるとおりとする。

(同一地域内旅行の旅費)

第17条 同一地域内における旅行については、鉄道費、船賃、車賃及び移転料は支給しない。ただし、100キロメートル以上の旅行の場合には、第10条、第11条又は第13条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃を100キロメートル未満の旅行で鉄道賃、船賃又は車賃の実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その越える部分の金額の相当する額の鉄道運賃、船賃又は車賃を支給する。

第3章 外国旅行の旅費

(鉄道賃)

第18条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、座席指定料金及び寝台料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する路線による旅行の場合には、中級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する路線による旅行の場合には、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない路線による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (4) 業務上の必要により別に急行料金、座席指定料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金、座席指定料金又は寝台料金

(船賃)

第19条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、座席指定料金、寝台料金及び特別船室料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 業務上の必要により別に座席指定料金、寝台料金又は特別船室料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った座席指定料金、寝台料金又は特別船室料金

(航空賃及び車賃)

第20条 航空賃（以下この条において「運賃」という。）の額は、次の各号に規定する運賃による。

- (1) 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、下級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

2 車賃の額は、現に支払った額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第21条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第3の定額による。

- 2 第18条第4号及び第19条第4号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず旅行先の区分に応じた別表第3の定額の10分の7に相当する額による。
- 3 食卓料の額は、別表第3の定額による。
- 4 第5条第6項及び第7項の規定は、外国旅行の場合の日当及び宿泊について準用する。
- 5 外国における遺骨情報調査又は遺骨収集事業における団長には派遣団員の人数に関わらず結団の日から解団の日まで別表第3の日当に団長加算を付す。宿泊を別にする分派行動の班長には分派の日から合流の日まで、団長同様に別表第3の日当に班長加算を付す。

(旅行雑費)

第22条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費による。

(支度料)

第22条の2 支度料の額は、前条に含まれない作業着、作業靴等の購入の一部及び健康診断書取得に充てるため社員団体からの参加者に年間を通じて1回のみ、別表第4の定額による。

(死亡手当)

第23条 死亡手当の額は、別表第3の定額による。

第4章 補 則

(旅費の調整)

第24条 旅行命令者は、旅行者が交通機関、宿泊施設等の利用に要する費用を負担しないで旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には、不当に実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

特に防衛省の管理する航空機及び宿泊施設を利用することとなる硫黄島への派遣については、食費、光熱水料、宿泊シーツ代は実費額とし、日当については社員団体からの派遣者には別表1を適用するが、協会が給与を支給する役職員については、移動日を除き日当を半額とする。

- 2 この規程の規定による旅費が旅行の実費に足りなかった場合においては、旅行命令者がやむを得ない事情があると認める場合に限り、その足りなかった部分の旅費を支給する。
- 3 旅行命令等を受けた者が出発前に旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合であった当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額を旅費として支給することができる。
- 4 前2項の規定による旅費の支給を受けようとする場合には、旅行命令等を受けた者又は旅行命令等を受けた者の遺族は、証拠書類を添えて専務理事の承認を受けなければならない。

第25条 旅行者が旅行中において、業務上の傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養した場合、当該療養中の日当及び宿泊料の2分の1に相当する額は支給しない。

(退職者の特別旅費)

第26条 労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する場合における旅費の支給については、その都度定める。

- 2 職員が出張中に退職し、又は解雇された場合においては、当該職員であった者が退職、又は解雇された日にいた地から旧在勤務地までの前職務相当の旅費を支給する。ただし、懲戒解雇された者に対しては支給しない。

附則

この規程は平成28年11月15日より実施する。

- 2 改正事項は改正の日より適用する。（平成29年9月7日一部改正）
- 3 改正事項のうち別表第4は令和元年11月1日に遡及して適用し、その他の改正事項は令和2年2月27日に改正する。

別表第 1

日当及び宿泊料

役 職 \ 区 分	日 当	宿 泊 料	
		甲 地	乙 地
会長の職にある者	2,600円	13,100円	11,800円
会長を除く役員の職にある者	2,400円	12,000円	10,800円
6 級以下 4 級以上の職務にある者	2,200円	10,900円	9,800円
3 級以下の職務にある者	1,700円	8,700円	7,800円
団長加算	1,000円		

備考：「宿泊料」の欄において、「甲地」とは東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び別に定める地域その他これらの準ずる地域で別に定めるものをいい、「乙地」とは、その他の地域をいう。固有宿泊施設に宿泊しない場合には、「乙地」に宿泊したものとみなす。

別表第 2

日帰り出張の旅費

出張区分	日 当	交通費
事務所所在地より行程50キロメートル以上の地へ出張するとき	別表第 1 による本人相当の金額	実費
事務所所在地より行程20キロメートル以上50キロメートル未満の地へ出張するとき	別表第 1 による本人相当の日当の 5 割額	実費
事務所所在地より行程20キロメートル未満の地へ出張するとき	支給せず	実費

別表第3

外国旅行の旅費

1 日当及び食卓料

区 分 役 職	日当（1日につき）				食卓料（1 夜につき）
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
会長の職にある者	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	6,700円
会長を除く役員の 職にある者	6,700円	5,700円	4,600円	4,150円	6,250円
6級以下4級以上 の職務にある者	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	5,800円
3級以下の職務に ある者	5,300円	4,400円	3,600円	3,200円	4,800円
団長（班長）加算	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	

2 宿泊料

区 分 役 職	宿泊料（1日につき）			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
会長の職にある者	22,200円	18,800円	15,100円	13,500円
会長を除く役員の 職にある者	20,750円	17,450円	14,000円	12,550円
6級以下4級以上 の職務にある者	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円
3級以下の職務に ある者	16,100円	13,400円	10,800円	9,700円

備考

- 1 指定都市とは、別に定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として別に定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で別に定める地域をいい、丙地方とは、アジア全域（本邦を除く。）、中南米地域、太平洋地域、アフリカ地域及び南極地域として別に定める地域のうち指定都市以外の地域で別に定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日を除く。）
の場合における日当の額は、丙地方につき定めた金額とする。

3 死亡手当

区 分 役 職	死亡手当
会長の職務にある者	520, 000円
会長を除く役員の職務にある者	490, 000円
6級の職務にある者	460, 000円
5級以下の職務にある者	400, 000円

別表4 支度料

対 象 者	支度料の額
外国の現地調査又は遺骨収集派遣団に、社員団体から派遣される者 (1会計年度1回のみ)	22, 000円